平成２４年（フ）第９４００号
神奈川県川崎市川崎区京町２丁目９－２－405
破産者　青松　吉植
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５１５号
東京都府中市美好町１丁目20番地の４
破産者　株式会社日食商事
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５１６号
東京都府中市日新町２丁目13－４－102、開始決定時の住所東京都国立市谷保88―81
破産者　須藤　光雄
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５９１号
東京都中央区京橋２丁目５番４号
破産者　有限会社協立
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５９２号
埼玉県羽生市大字上新郷5821－４
破産者　堤　　隆史
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６０８号
東京都杉並区上高井戸２丁目18番１号　ヴィレッジ・イン上高井戸１Ｆ
破産者　カマダ建業株式会社
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６０９号
東京都杉並区下高井戸４丁目42―14
破産者　石川　政司
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６１９号
東京都港区港南２丁目16番８号
破産者　イーエムティ株式会社
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６２０号
東京都港区港南２丁目16番８号
破産者　イーエムティネクスト株式会社
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６２９号
東京都港区新橋３丁目６番５号万善ビル
破産者　株式会社コムズ
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６４６号
東京都荒川区町屋３丁目22番10号
破産者　有限会社おばなや
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６４７号
東京都荒川区町屋３丁目４―14
破産者　久保田長夫
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６４８号
東京都荒川区町屋３丁目４―14
破産者　久保田由美子
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６５１号
北海道札幌市中央区北一条西７丁目１番地エクシビル３Ｆ
破産者　ジャパンブックス株式会社
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６５２号
東京都品川区西大井６丁目16番３―306
破産者　後藤　吉行
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６８０号
神奈川県横浜市旭区市沢町689　テッポー荘１号棟101
破産者　ジェシー孝子
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６８５号
東京都品川区西品川１丁目23番８号
破産者　株式会社セルクル
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９３９号
東京都品川区東品川１丁目２―12―1005、開始決定時の住所東京都品川区中延４丁目18―８　石島方Ⅱ２
破産者　上原廣こと　金　　廣
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９４０号
東京都品川区東品川１丁目２―12―1005、開始決定時の住所東京都品川区中延４丁目18―８　石島方Ⅱ２
破産者　松本栄秀こと　金　　栄秀
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２３６号
東京都江戸川区春江町１丁目１－７―201
破産者　小林七重こと　コバヤシ　ナナエ
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３６９号
神奈川県横浜市青葉区荏田西２丁目37―１―Ⅱ－Ａ－１
破産者　原田あさ美
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４７６号
東京都豊島区千早４丁目45―７―310
破産者　森谷　好彦
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部